

《議事1》

景観影響調査に対する意見について

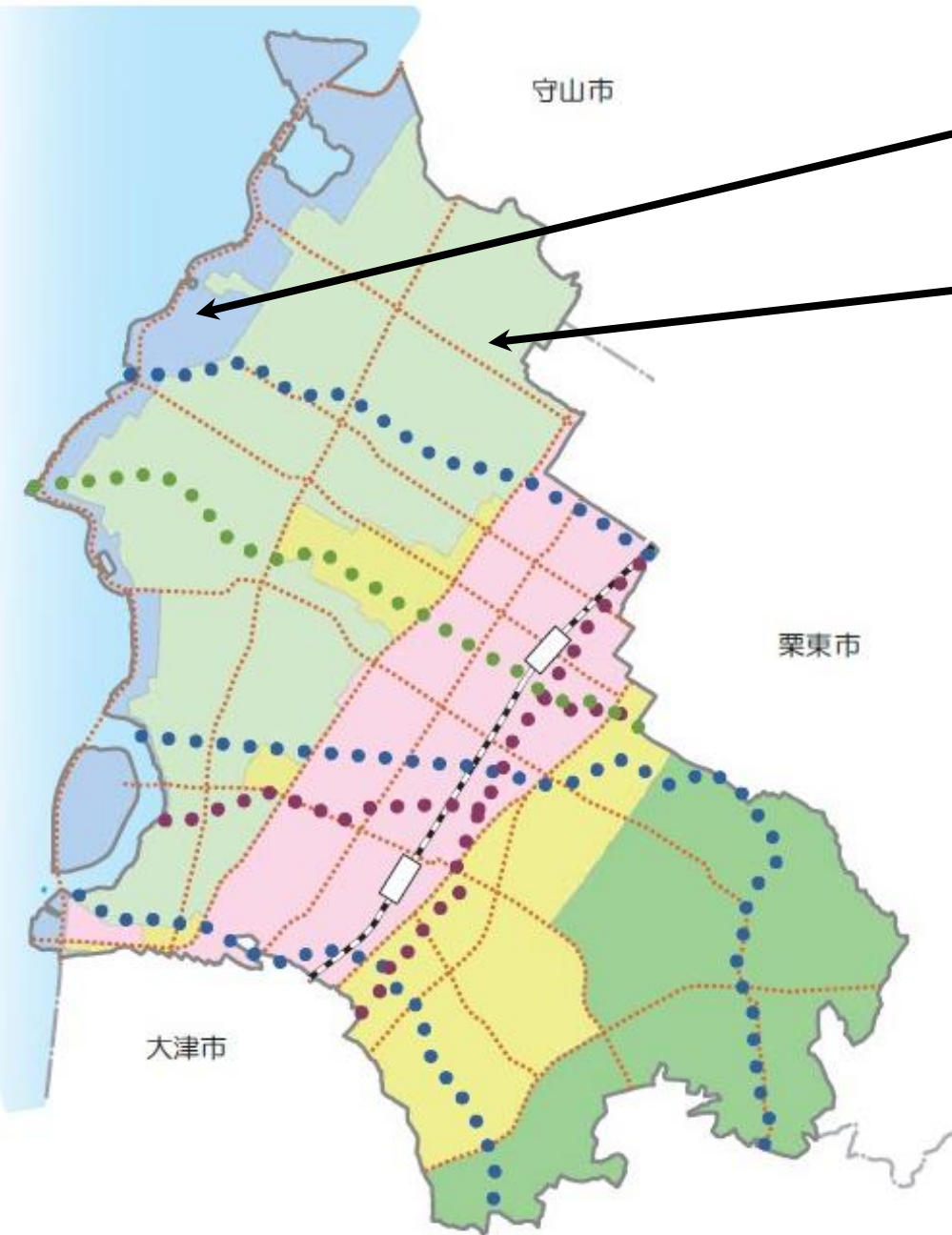
①株式会社NTTドコモ

携帯電話基地局内のアンテナ・無線装置の改築

②UQコミュニケーションズ株式会社

携帯電話基地局内のアンテナの改築

景観影響調査の対象となるゾーン



琵琶湖岸ゾーン

田園ゾーン

広がりつつながりを感じられる眺望景観を守る

【建築物・工作物】
最高部の高さは
13メートル以下

影響調査対象ゾーンにおける景観形成基準

田園ゾーン

13mを超える建築物・工作物について

- ① 公共、公益上必要な場合
- ② 現に有する機能を維持するため、既存の高さおよび容積の範囲内で行う増改築、および外観の変更を伴う修繕等

景観影響調査を実施

⇒ +
景観審議会の意見(※)

※草津市景観条例施行規則第68条各号および草津市景観計画による

- ③ 社寺などの伝統様式による建築物
⇒ 景観審議会の意見

琵琶湖岸ゾーン

13mを超える建築物・工作物について、公共公益上やむを得ない場合

景観影響調査を実施

⇒ +
景観審議会の意見

【建築物】

建築物に附属する門、へいを除く

【工作物】

煙突、ごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの

記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの

高架水槽の新設、増改築

やむを得ないと認められる場合は、例外として高さ13mを超える建築物・工作物を可とする。

景観影響調査に関する諮問根拠

草津市景観条例施行規則第68条(景観影響調査)

第68条 法第16条第1項の規定による届出(景観計画に定める琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーン内における条例第2条第4号の大規模建築物等の新築等に係るものに限る。)をしようとする者は、市長が別に定める指針に従い、当該届出に係る行為が景観に与える影響の調査を行い、その調査の結果を記載した景観影響調査書(以下「調査書」という。)を作成し、当該届出の30日前までに市長に提出しなければならない。ただし、当該届出が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内で行われる行為
- (2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)第5条から第27条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為
- (3) 滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第6条から第22条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為

2 市長は、前項の規定による調査書の提出があったときは、当該調査書の内容について草津市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、法第16条第5項の規定による通知(景観計画に定める琵琶湖岸景観形成重点地区および田園ゾーン内における条例第2条第4号の大規模建築物等の新築等に係るものに限る。)をしようとするものについて準用する。この場合において、第1項中「当該届出の30日前までに」とあるのは、「当該通知をするときに」と読み替えるものとする。

景観影響調査について(概要フロー)

中景・遠景

◆視点場の設定(計画地から)

- ① 遠景の視点場 … 概ね2.0~5.0 km
- ② 中景の視点場 … 概ね0.5~2.0 km

→ 計画建築物等の高さが景観に与える影響を予測、評価する。

規模の評価

近景

◆視点場の設定(計画地から)

- ③ 近景の視点場 計画地から概ね0.5km以内

→ 計画建築物等の意匠・形態や色彩が周辺景観と調和しているかを予測評価する。

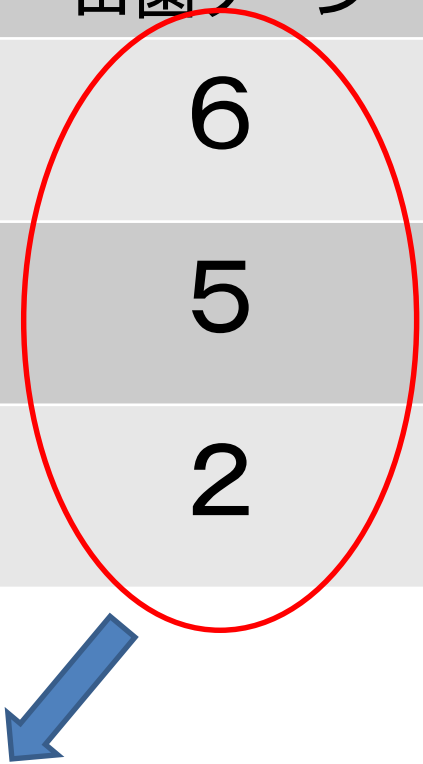
形態意匠・色彩等の評価

景観への影響が予測される場合は影響を低減するための措置(景観形成措置)を検討。

景観形成措置後の予測・評価により総合評価

景観法に基づく届出 件数(携帯電話基地局等)

年度	届出件数	うち携帯電話基地局・鉄柱等	
		全ゾーン	琵琶湖岸・田園ゾーン
26	92	40	6
27	87	21	5
28	79	18	2



新設については、当初計画で13mを超えるものあり
→届出前の協議段階で基準内に変更

景観影響調査 案件①(NTTドコモ 草津上笠局アンテナ)

1 対象行為の場所

草津市上笠一丁目字坊ノ後670番1

2 対象行為の種類

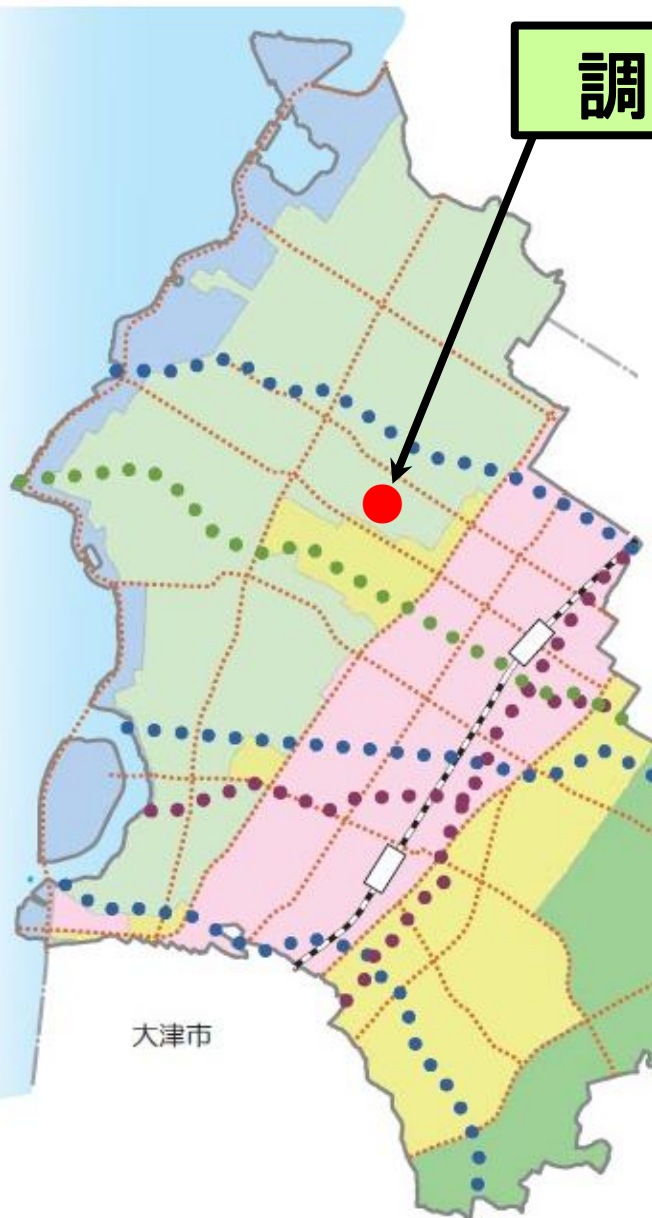
工作物の改築(携帯電話基地局内のアンテナ・無線装置の改築)

3 対象行為の規模等について

	【既存】		【改築後】	
(1) 延床面積	82.00m ²	⇒⇒	82.00m ²	(変更なし)
(2) 最高部の高さ	20.00m	⇒⇒	20.00m	(変更なし)
(3) アンテナの本数	2本	⇒⇒	2本	(2本撤去、2本新設)

景観影響調査 案件①(NTTドコモ 草津上笠局アンテナ)

調査対象工作物(携帯電話基地局)



1 対象行為の場所

草津市川原町字兵庫123番1

2 対象行為の種類

工作物の改築(携帯電話基地局内のアンテナ・無線装置の改築)

3 対象行為の規模等について

(1) 最後部の高さ 31.00m

(2) 対象行為の高さ 24.00m

(3) アンテナの本数 既設4本、撤去1本、新設2本 ⇒ 改築後5本

景観影響調査 案件②(UQコミュニケーションズ 川原町アンテナ)

調査対象工作物(携帯電話基地局)

葉山川

大津市

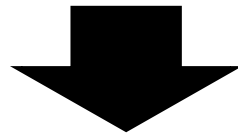


現況写真

景観影響調査の結果(①および②について)

◆近景域における調査の結果、景観形成基準に適合しており周囲の景観と調和したものとなることと予測し、景観影響はないものと評価する。

⇒ 景観形成措置 …… 特になし



当該行為による景観影響はないものと
総合的に評価する